

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
 - ・ 医療型児童発達支援
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援
 - ・ 保育所等訪問支援
 - ・ 福祉型障害児入所施設(※)
 - ・ 医療型障害児入所施設(※)
- (※都道府県等事業)

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
令和元年10月1日～令和2年3月31日	誕生日が平成25年4月2日～平成28年4月1日 の障害のある子ども
令和2年4月1日～令和3年3月31日	誕生日が平成26年4月2日～平成29年4月1日 の障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

既に支給決定を受け、上記サービスを利用している場合は、令和元年9月下旬に保護者あて「新・通所
受給者証」を送付しますので、ご利用の事業所との間で、無償化対象であることをご確認ください。

問い合わせ先：豊中市こども未来部こども相談課発達支援係

TEL:06-6858-2285 MAIL: kodomo-hashien@city.toyonaka.osaka.jp